

I G L デイサービス信愛の郷

(指定通所介護・指定１日型デイサービス)

運 営 規 程

(目 的)

第１条 この規程は、社会福祉法人 I G L 学園福祉会が設置する I G L デイサービス信愛の郷（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定１日型デイサービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「通所介護〔指定１日型デイサービス〕職員」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者又は事業対象者に対し、適切な指定通所介護〔指定１日型デイサービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第２条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定１日型デイサービスの提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

５ 前項のほか、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１) 名 称 I G L デイサービス信愛の郷

(２) 所在地 広島市南区本浦町８番３９号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第４条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(１) 管理者 １名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(２) 通所介護職員

ア 生活相談員 ２名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定１日型デイサービス〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の職員と協力して通所介護

計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

イ 介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

ウ 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態を把握し介護を行う。

エ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし1月1日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、30人とする。

(サービス内容)

第7条 指定通所介護〔指定1日型デイサービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)

(2) 食事サービス、栄養相談・指導

(3) 生活指導、相談援助

(4) 日常動作訓練・個別機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の支払いを受けるものとする。

(1) 送迎実施地域を越えた送迎費用

送迎実施地域を越えた地点から、走行距離数1キロメートルあたり30円(小数点第一位切り上げ)で計算した金額

(2) 食費 1食 720円

(3) クラブ活動費 100円

(4) 紙おむつ代 1枚 200円

(5) パット代 1枚 40円

(6) 行事費用 実費

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護〔指定１日型デイサービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は保証人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 事業所の実施地域は、広島市南区全域（似島、金輪島除く）、中区（吉島・舟入・江波・光南・千田）とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者はサービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時における対応方法）

第12条 サービスを行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護〔指定１日型デイサービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情及び相談に対する体制）

第14条 事業者は、サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に係る措置を適切に実施するための責任者は管理者を充てる。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (5) 事業所運営に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 組織運営の健全化

- (ア) 介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。
- (イ) 個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
- (ウ) サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。

イ 職員の負担やストレスへの対応

- (ア) 作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
- (イ) 職員のストレスの把握、職員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。

ウ チームアプローチ、職員間の連携

- (ア) 個別のケースに対応する関係職員の役割を明確化する。
- (イ) 情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。

エ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- (ア) 提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
- (イ) 目標とする介護の理念を職員間で共有する。

オ ケアの質の向上

- (ア) アセスメント結果に基づく、個別の状況に即したケアを検討する。
- (イ) アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
- (ウ) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。

カ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等関係機関に通報するものとする。

(身体の拘束等)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得る。
- 3 第1項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討する。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省

が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定1日型デイサービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第19条 管理者は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 1ヶ月以内

（2）継続研修 年2回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（施行）

第20条 この規程は、令和5年3月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程の一部を、令和5年8月1日から改定する。
- 2 この規程の一部を、令和6年4月1日から改定する。